

医薬品の安全使用マニュアル

令和8年3月1日
八代市立坂本診療所

『医薬品の安全使用マニュアル』

1 医薬品安全管理責任者の配置と業務

- (1) 所長が医薬品安全管理責任者を兼務し明確な責任体制のもと医薬品の安全使用を推進する。
- (2) 医薬品安全管理責任者の業務
 - ① 医薬品の業務手順書を作成するとともに、業務手順書に基づいて職員の医薬品取り扱い業務が適切に行われているかを定期的に確認する。また、手順書は必要に応じ見直しを行う。
 - ② 診療所内における医薬品の使用・管理の改善方法についての検討及び提言。
 - ③ 職員に対する医薬品の安全使用のための研修の実施。
 - ④ 医薬品の安全管理のために必要となる情報の収集・管理。

2 医薬品業務手順

(1) 医薬品の採用・購入

- ① 医薬品の採用にあたっては、効能・効果、副作用、安全性等を考慮するとともに、類似薬品のとり間違い防止にも留意する。
- ② 発注の際は、商品名、剤形、規格単位、数量、包装単位、メーカー名を指定する。
- ③ 納品時には、購入医薬品の品目・規格・数量が合致しているか、発注伝票に基づき検品する。

(2) 医薬品の管理方法

- ① 医薬品は保管条件、使用期限等に注意するとともに、取り間違いや在庫点検にも配慮して適切に薬品棚等に陳列する。
- ② 在庫医薬品については、定期的に在庫量、有効期限、使用期限及び薬品の紛失の有無等について確認を行う。
- ③ 規制医薬品(毒薬、劇薬)は、盗難・紛失防止のため施錠可能な棚等に保管する。

(3) 患者への医薬品の処方及び与薬

- ① 医薬品の使用にあたって、患者の既往歴、体調、薬剤服用歴(既往、副作用、アレルギー)等について十分問診を行う。
- ② 他科受診、他剤併用の有無を確認し、必要に応じ他の医療機関・薬局等と連携を図り、安全性を確認する。
- ③ 妊娠・授乳の有無に注意するとともに、小児にあつては年齢・体重等の確認を行う。
- ④ 処方の都度、患者の症状(前回投与後の経過、副作用の有無等)を確認し、処方内容に誤りがないか点検する。
- ⑤ 処方箋の場合には、必要事項(医薬品名、剤形、規格・単位、分量、用法、用量等)を正確に記載する。
- ⑥ 与薬にあたっては、患者氏名を確認し、薬剤の実物と薬剤情報提供文書を患者に示しながら効能、効果、用法、容量、その他服用に当たっての注意事項を説明する。
- ⑦ 局所麻酔剤使用時には、全身状態の観察、管理とともに不具合発生時の対応の備えも行う。

(4) 医薬品の安全使用に係る情報の取扱い

- ① 医薬品の添付文書、説明書等については、一元的に収集、管理し、必要に応じ速やかに閲読できるように保管する。
- ② 厚生労働省、歯科医師会、製薬メーカーから発信される情報を収集し、副作用等の発生を抑制する。